

平成30年第6回熊野町議会全員協議会

会議録

1.招集年月日 平成30年7月26日

2.招集の場所 第1委員会室

3.開会年月日 平成30年7月26日

~~~~~

4.出席議員(15名)

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 尺 田 耕 平  | 2番 竹 爪 憲 吾  |
| 3番 立 花 慶 三  | 4番 諏訪本 光    |
| 5番 沖 田 ゆかり  | 6番 片 川 学    |
| 7番 時 光 良 造  | 8番 民 法 正 則  |
| 9番 荒 瀧 穂 積  | 10番 大瀬戸 宏 樹 |
| 11番 藤 本 哲 智 | 12番 山 野 千佳子 |
|             | 14番 中 原 裕 侑 |
| 15番 馬 上 勝 登 | 16番 山 吹 富 邦 |

~~~~~

5.欠席議員(1名)

13番 久保隅 逸 郎

~~~~~

6.本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西 村 隆 雄

~~~~~

7.説明のため出席した者の職氏名

総務部長 宗 條 勲

~~~~~

8.案件

【議 会】

(1)平成30年7月豪雨の熊野町における推移について(報告)

(2)その他

~~~~~  
9. 議事の内容

(開会 9時29分)

議長(山吹) おはようございます。

議員の皆様方、本日はお忙しい中を全員協議会にお集まりいただきありがとうございます。また、本日は、災害対応中ではありますが、執行部から宗條総務部長に出席をいただいております。

さて、豪雨災害により町内は甚大な被害を受けました。いまだに多くの方々が避難所での生活を余儀なくされております。また、前回の全員協議会の後もお亡くなりになられた方がおられます。会議に先立ちまして、この災害にて犠牲になられた方々に慎んで哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。御起立お願いいたします。

黙祷。

お直りください。

それでは、ただいまから全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、前回の全員協議会に引き続き、7月豪雨による災害の状況につきまして現状報告を行い、情報共有を図りたいと思います。

それでは、早速協議会に移ります。

報告案件、平成30年7月豪雨の熊野町における推移について。7月12日開催の全員協議会で報告しましたが、その後の状況などについて、事務局長に報告させます。

西村事務局長。

議会事務局長(西村) それでは、説明に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただけたらと思います。

お手元のほうには、まずレジュメ、そしてA3判1枚ものを折り込んだ時系列の資料、そして後ほど宗條総務部長のほうから説明をいただく際にごらんいただきますA3判をとじた資料、それから参考の資料といたしまして、川角地区大原ハイツの被災状況の航空写真、そして生活再建支援ハンドブックがございます。よろしいでしょうか。

それでは、済みません、着座にて説明のほうをさせていただきます。失礼いたします。

それでは、私のほうから、平成30年7月豪雨の熊野町における推移につきまして、その後の状況ということで報告をさせていただきます。時系列で作成しました資料をごらんいただきたいと思います。

この資料におきまして、左側半分、下のほうの7月11日までのところは、前回報告させていただいたものとなります。この中で、若干、修正及び加筆をさせていただいたところがございます。

まず、7月6日のところでございますが、この資料におきましては、午後5時のところに避難所10カ所体制を入れておりますが、先日12日の会議資料では、午後7時のところに記載をしておりました。時間の誤りがございましたので、修正をしております。また、7月11日のところにおきまして、先日は口頭で申し上げましたけども、心肺停止状態1名を搬送したことなどを加筆いたしております。

それでは、今回御報告する新たな内容といたしましては、左ページ一番下のところ、平成30年7月12日木曜日以降となります。この12日ですが、前日までと同様、午前7時30分から救出活動が開始されております。救助活動の体制につきましては、7月8日以降、解散に至るまでとなりますが、警察及び消防におきまして、地元の県警や広島市消防に加えまして他県からの応援もございまして、それに自衛隊や町職員、消防団、建設業者などを加えまして、日々の変動はございますが、250人から300人の体制で実施をされてまいりました。この日は、午後1時49分に心肺停止状態の方1名を搬送した後も心肺停止の方の発見が続き、4名を搬送いたしております。

また、前後いたしますが、右ページの一番上のところ、气象台からの大雨注意報の発令予告を受けまして、午後2時に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、町内放送で呼びかけられております。また、注意報の解除とともに、避難準備情報等も解除されております。

続いて、7月13日ですが、午前7時30分から救出活動が開始をされております。また、この日から罹災証明書の受付を開始されております。この罹災証明につきましては、担当職員が現地を確認の上発行するものとなりますが、昨日、7月25日時点までで251件の申請がなされまして、67件の証明書が発行されております。また、この日は16時39分に心肺停止状態の方1名が搬送されております。

続いて、7月14日です。連日の交通事情、大渋滞の影響から、警察や消防などの応援部隊の到着に支障が生じておりましたため、この日からの救出活動は8時半からとされました。そして、この日の午後3時ごろ、石井国土交通大臣が来町されまして、川角大原ハイツの被災現場及び避難所でございます町民体育館を視察されております。

また、この日から熊野町直営のFM放送を開局しております。中国総合通信局から臨

時的な放送設備をお借りして放送するもので、1日に4回、午前9時、12時、そして午後3時、6時に、約30分程度で、被災者支援に関することや、道路やバスなどの交通事情など、災害に関連する情報がお知らせをされております。

翌7月15日、日曜日ですが、安倍総理大臣の御視察の御予定でしたが、総理が体調不良とのことから延期とされまして、その代理として、小此木内閣府特命担当大臣、防災担当の大臣が大原ハイツの被災現場と町民体育館を視察されております。

続いて、7月16日ですが、この日は川角の被災現場で犠牲となった最後のお一人が心肺停止の状態で見つかりまして、午後4時19分に搬送されました。このことをもちまして、午後6時に、現地救出活動の対策本部は解散となっております。また、同時刻には、町民体育館に自衛隊が仮設の入浴施設、お風呂を設置してくださいました。多くの方が利用されているようでございます。

続いて、7月17日ですが、この日から役場3階会議室に「住まいの総合相談窓口」が設置をされました。家屋に被害をこうむった方などの相談として、県及び町の職員で対応されております。そして、夕方4時には、国土交通省の研究機関、国土技術政策総合研究所が川角地区の土石流発生箇所において、現在の堆積物等の状況を調査されております。調査概要等につきましては、後ほど、総務部長のほうから御説明いただきます。

続いて、7月19日ですが、日々行われております対策本部の会議におきまして、避難勧告等の発令基準を、国土交通省の技術的助言「暫定基準」に変更することとしております。この暫定基準は、今回の土石流の発生及び被害の状況を踏まえまして、避難勧告等の発令基準をこれまでの基準より1段階早めたものにするというものになります。また、午後9時から、第四小学校の体育館で、大原ハイツの復旧・復興に関する説明会が行われております。この件につきましても、後ほど説明をいただきます。

翌7月20日ですが、仮設住宅ということですが、これは新たな仮設住宅を建設するというものではなくて、広島県が民間の賃貸住宅を借り上げまして、それを住宅の被害を受けた被災者に提供すると、そういった仕組みですが、その申し込み受付を開始されております。

続いて、7月21日ですが、延期となっておりました安倍総理大臣が川角、大原ハイツ被災現場を視察され、役場のほうへもお越しをいただいております。

ここに記載いたしましたのは、7月21日としておりますが、その後につきましても大原ハイツのほか、町内各所で復旧作業が進められているという状況でございます。

最後に避難者の状況といたしまして、昨日7月25日、これは午前8時の状況として入れておりますが、各避難所につきましてはごらんのとおりの状況でございまして、合計で170人の方が避難所におられる状況となっております。

私のほうからは、以上で報告とさせていただきます。

~~~~~

議長（山吹） 続いて、この報告に補足、または今後の見通し、課題等について、総務部長から説明をお願いしたいと思います。

宗條総務部長。座ってお願いします。

~~~~~

総務部長（宗條） それでは、着座のまま失礼でございますが、説明をさせていただきます。A3の横長の資料に沿って説明させていただきます。

先ほど事務局長のほうから時系列で説明がございました。若干内容も重なるところがございますが、時系列ではなくて、項目ごとに切り分けて御説明をさせていただきます。何分ちょっと時間不足でございまして、中身、十分精査が行き届いてないところもございましたが、御容赦いただければと思っております。

それでは、熊野町で発生した土砂災害の対応状況ということで、まず1の気象等でございます。

（1）の気象状況の推移でございますが、このたびの7月豪雨の雨でございますが、7月3日7時20分、雨の降り始めでございます。それから、7月9日、一番最後の行でございますが、16時までの連続雨量は473ミリとなっております。ただ、7月3日から5日までの雨量はごくわずかでございますので、主に7月6日、7日に大量の雨が降ったということでございます。

7月9日の欄の米印、7月6日16時から19時の約3時間で250ミリということに記載してございます。その下に、7月の平均降水量、これは呉地点での観測でございますが、平均的に227.7ミリ降っておりますので、この一月の平均降水量に匹敵する雨が7月6日の3時間の間に降ったと。連続雨量でいいますと7月の平均降水量の倍、降水量があったということになってございます。

7月6日でございますが、5時40分に大雨警報が発表されております。18時10分には土砂災害警戒情報、18時36分には洪水警報、19時40分に特別警報がそれぞれ発表されております。

それぞれ実効雨量、150ミリとか223ミリとか、225ミリと書いてございますが、この実効雨量は土の中に含まれる雨の量を計算上はじき出したものでございまして、16時現在の150ミリという数値はかなり危険な状態が迫っているという値であろうと思っております。

(2)の現況でございます。これはここ数日ほとんど変わっていない気候の状況でございます。気象については広島地方気象台のほうから毎日こちらのほうに来ていただいて、説明していただいております。太平洋高気圧に覆われて気温の高い状況が続いております。熱中症に注意が必要であるという御助言をいただいております。午後は大気の状態が不安定になるということで、局地的に雷雲が発達するという状況が続いております。特に、きょう、あすにかけて非常に大気の状態が不安定になるということで、県北あたりで積乱雲が発達したものが南下をして、局地的に雨を降らすということで、大雨注意報等を発令する可能性があるという状況が続いております。

その下に避難勧告等の発令基準の引き上げと書いてございますが、避難準備・高齢者等避難開始といったものを、通常であれば大雨警報レベルで発令いたしますが、これを大雨注意報に基準を引き上げて運用するということといたしております。

次に、(3)の避難指示等でございます。7月6日8時45分に災害対策準備会議を設置いたしました。それで、9時には自主避難所、これ3カ所開設いたしました。これは災害発生の11時間前という状況でございます。17時に避難準備・高齢者等避難開始発令、これが災害発生3時間前。次の18時と書いてございますが、これは誤りで、18時30分でございますが、災害対策本部を設置いたしました。災害発生前2時間。19時、避難勧告発令。約1時間前でございます。19時40分に避難指示、災害発生40分ないしは30分前ということになっております。

大原ハイツで土石流が発生した時刻でございますが、これはあくまでも推測でございますが、20時10分から20時20分という見方をいたしております。これは下に4行ほど書いてございますが、その2行目ですか、20時10分過ぎの携帯電話での会話を最後に連絡がとれなくなったということからも、恐らく20時10分以降に大きな土石流が発生したものと思っております。こういった土石流の発生を受けまして、21時33分に自衛隊派遣を要請いたしました。翌5時50分から救出活動が開始されたという状況となっております。

右にお願いいたします。次に、被害状況でございますが、各日の人的被害、死者12

人となっております。これは全て川角5丁目の大原ハイツの土石流による犠牲者でございます。男性7名、女性5名ということで、計12名。年齢階層別に表に記載いたしております。2歳、ひかり学園のお子さんと。

議長（山吹） 部長、大丈夫ですか。

総務部長（宗條） はい。小・中学生3名の命が失われました。負傷者3人ですが、これも川角5丁目の大原ハイツの土石流によるぎせい負傷者でございます。

次に、建物被害でございますが、アの建物被害概要調査件数でございます。これは災害発生後に町内を、三重県からの応援隊が来ていただきまして、町内全体を見渡した被害状況、おおむねの件数でございますので、実際の数値とは異なっておりますが、おおむねの被害状況を把握するために調査をしたものでございます。土砂被害が43棟、床上浸水が28棟、床下浸水が72棟となっております。

次のイの被害認定結果でございますが、これは7月22日現在、罹災証明の申請が出されたものの中での建物の被害状況でございます。全壊が22棟、大規模半壊が5棟、半壊が16棟、半壊に至らない被害が69棟といったような状況になってございます。

次の土石流等の発生箇所でございますが、これは別に図面を準備いたしておりまして、6ページをお願いいたします。これは町内の主要な被災箇所を図面に落とし込んだものでございまして、緑色の矢印が土石流の発生箇所をあらわしております。これは衛星写真から見てとった土石流の発生箇所でございますが、その右側には、25日の中国新聞の記事を載せさせていただいておりますが、その中で、これは広島大学の豪雨災害調査団による調査ということで、熊野町では土石流の発生箇所等が152カ所に及ぶといったような内容となっております。土石流の発生箇所の状況については、詳細についてはまだ全体像をつかんでいないという現状にございます。

それでは、1ページのほうをお願いいたします。次に、3の道路、河川、ライフライン、公共施設の被災状況でございます。

まず、町管理の道路、河川でございますが、約100カ所の被害となっております。県管理の道路、河川で約50カ所。農地では約150カ所、山林では約20カ所。上水道は6カ所ほど被害を受けております。これは送水管、配水池までの送水管が1カ所、配水池からの配水管が1カ所、そして宅内への給水が4カ所となっております。断水

につきましては大原ハイツの43戸が断水の状態となっております。下水道につきましては、1カ所圧送管が被害を受けております。

学校の被害といたしましては、熊野第二小学校のプール、生涯学習・スポーツといたしましては、町民グラウンドが被害を受けております。

次の社会福祉施設でございますが、3施設、被害を受けておりました、障害者活動センターあゆみ、そして同じく障害者の施設LEAF、それと高齢者デイサービス事業所であるヒロエの杜、この3カ所が物的な被害を受けております。なお、障害者活動センターあゆみにつきましては、5人が孤立状態にございましたので、町からヘリの救助要請をいたしまして、7月8日に県警ヘリで救助をされたといったような経緯となっております。

次のページをお願いいたします。災害対策本部復旧・復興推進体制でございます。

まず、(1)の災害対策本部でございますが、7月6日18時30分に設置いたしました。今回は、通常の本部員のほかに気象庁の広島地方气象台、国土交通省中国地方整備局、陸上自衛隊、そして隊友会、そして派遣職員、三重県と広島市の派遣の職員で構成をいたしております。広島市からは災害予防課長の派遣をいただいているところでございます。

次の、復旧・復興推進体制でございますが、7月20日付で機構改革を実施いたしました。企画担当部長、企画担当課長のポストにつきましては、このたび危機管理監、そして危機管理課長のポストといたしたところでございます。通常危機管理のほか、災害復興についても、こちらの危機管理課のほうで所管をしていきたいというふうに考えております。

5の災害廃棄物への対応、右側でございますが、現在、初神、呉地、そして町民グラウンドで仮置きをいたしております。これは分別をし、積み込みをし、この運搬をして処理をするということになりますが、可燃ごみから埋め立てごみにつきましては、必要に応じて中間処理を行って、それぞれの処分場のほうに持ち込むと。家電4品についても、このたびは出されておりますので、これは指定取引場所のほうに搬送すると。そして、土砂、岩、がれき、これが大量に出ておりますが、これは埋め立て処分ということになりますが、まだ場所については未定でございます。

次の6番、大原ハイツへの避難指示の状況でございます。

まず、この避難指示の部分解除について方針を立てております。これは避難路の応急

設置によって部分解除を進めるものでございまして、下の図にございますように、大原ハイツの町民グラウンド寄りからくまのファミリー公園に向かって約100メートルの応急な避難路を設置するというので、現在、その作業に入っているところでございまして、一昨日ですか、伐採を完了いたしております。この区間に幅6メートルの仮設道を取りあえず整備いたしまして、その後、本道を、仮設道に沿って本道を整備するということといたしております。

それでは、7ページのほうを、済みません、お願いいたします。大原ハイツをちょっと色分けをいたしております。これは左上が熊野第四小学校からおりてくる道でございまして、左折をして大原ハイツのほうに入ってまいります。

青い部分につきましては、今後避難路が設置された段階で、避難指示の解除を進めてまいりたいと思っております。避難指示を解除する条件といたしましては、ただいま申し上げましたように、応急的な避難路が設置された後ということ、目標といたしましては8月15日の解除、これを目標に、現在、急ピッチで避難路の設置を進めているところでございます。既にファミリー公園から大原ハイツが見渡せるという状況になっております。

赤の部分でございしますが、これは避難指示を継続する区域になってございます。避難指示を解除する条件といたしまして、人命被害を防ぐための砂防施設を設置した後ということとございまして、解除する時期は未定でございまして。

次のページをごらんください。大原ハイツの個別地図、これ避難指示を継続する区域について色塗りをしたものでございます。ちょうど真ん中あたりに下線で土砂堆積ラインというものを示しております。曲がりくねったラインでございしますが、このラインより図面でいけば下側に土砂が堆積している状況でございまして。そして、右下から左上にかけて矢印を結んでおりますが、これが土砂法の警戒区域ライン、いわゆるイエローラインの境界になりますが、このラインを境に、町民体育館グラウンド寄りは道路ができた段階で避難指示を解除すると、そういった方針で現在進めておるところでございまして。

それでは、次にまいります。3ページをお願いいたします。

その大原ハイツの世帯数でございしますが、3ページでございまして。大原ハイツの世帯数は113世帯となつてございまして、先ほど図面で見いただきました避難路が整備された段階で避難指示を解除する予定の地域が49世帯、約4割。避難指示を継続する世帯が64世帯、約6割といった状況となつてございまして。

次に、大原ハイツのライフライン等の復旧整備スケジュールでございます。仮設一般道路は先ほど申しましたように8月15日を目標に整備を進めております。本工事につきましては9月下旬を目標でございます。上水道復旧は8月中旬、下水道復旧については既に大原ハイツについては完了いたしております。電力、通信につきましては8月の中旬をめどに、これから復旧工事に入っていただくという調整を行っているところでございます。

次の(4)の砂防事業でございます。土石流が発生した箇所での砂防事業ということになりますが、これは現段階では事業主体、国なのか県なのかとか、工法、こういった工法で行うのかといった、全体像については未定でございます。

まず、アの応急対策でございますが、これは緊急に行うものでございまして、ワイヤーセンサー、これは土石流を感知するセンサーでございますが、今月中の設置。そして、大型土のうの設置でございますが、小規模がけ崩れ等の対策でございます。これは現在、実施をいたしておるところでございます。

次の応急対策といたしましては、土石流や流木等の流下防止対策ということで、例えば強靱ワイヤーネット工というものがございまして、これは広島市の土砂災害現場でも設置されたものでございます。そのほかに、土どめ、盛り土でありますとか、大型土のうといった工法があるということでございます。これはいずれにしましても二次災害防止用でございます。こういったいずれかの工法、あるいは違う工法になるかもわかりませんが、応急対策が講じられるということになるかと思っております。

強靱ワイヤーネット工法の場合は、工期は約1カ月ということでございますが、この工事に入る前の準備段階の期間というものも相当期間が必要になってこようかと思っております。そして、山腹に巨岩が残っておりますので、これの撤去、または安定化といったものが行われるのではないかと思っております。そして、ウの恒久対策として砂防堰堤等の砂防施設が設置されるということになるかと思っております。

次の(5)国土技術政策総合研究所現地調査、7月17日に入っております。その所見でございますが、土石流発生溪流の中流域、山の中腹でございますが、そこに巨れき、大きな岩が不安定な状態で残っております。現状の流水、少し水の流れがございまして、その水の流れでは直ちに危険な状態とはなっておりません。この巨れきは、流水や大雨で再び移動する可能性が比較的高く、常時監視が必要ということで、先ほどのワイヤーセンサー等を設置するというところでございます。警戒避難地域のゾーニングを考えるこ

とが望ましく、一時帰宅や応急工事は、降雨が予想されない場合に限定すべきということで、先ほどの図面の青と赤の色分けの区域設定、ゾーニングといったことになってございます。応急対策が整備された段階で、避難指示を段階的に解除していくことが望ましい。恒久的な砂防堰堤等のハード対策が完了するまでの間は、暫定基準による早目の警戒避難態勢とすることが望ましい。こういった所見をいただいております。

この7月17日の調査の写真がその右に載せております。人の姿からするとかなり大きな岩が中腹に残っているという状況が見てとれるところでございます。

右に行きまして、(6)一時帰宅ということですが、避難所生活が非常に長くなっているということもあったり、自家用車を持ち出す、そういった要望がございましたので、7月10日以降、午前5時から2時間、火、木、土に限定して行っております。救助活動でありますとか、土砂搬出活動への支障を考慮して、午前5時から2時間という時間帯を設定したものでございます。

次に、被災者の支援施策といたしまして、(1)の避難所の運営でございますが、7月6日の9時に自主避難所を3カ所設置いたしました。そして、17時に避難所を10カ所開設いたしました。7月7日、7時の段階で避難者数は1,058人に達しました。7月8日、避難所を縮小して、現在の4カ所にしたところでございます。その下の棒グラフにつきましては、7月8日以降の避難者数でございます。町民体育館はほぼ100名以上の状態が続いているといった状況でございます。

(2)の仮設住宅でございます。

まず、アのみなし仮設住宅、これは民間の借り上げでございますが、7月20日から受付を開始いたしております。現在、受け付け件数75件の状況でございます。そのうち32件が避難所に入所をされている方についての受付でございます。既に県のほうに受付を送付したものが28件ございます。これは近々入所決定となってまいります。この28件のうち18件が避難所に入られている方でございます。

次の県営住宅につきましては、まず広島市の16戸が7月23日から27日の間で受付がなされているという状況でございます。ウの県営熊野住宅、そして町の施設でございますコーラス熊野については、7月27日から29日の間で受付を行う予定にしております。県営住宅につきましては、すぐに準備できるのは18戸、中を少し整備する必要がございますので、おくれで追加で15戸、計33戸が予定されております。コーラス熊野については、1回目は6戸、しばらくおくれで4戸、計10戸を仮設住宅

として提供する予定といたしております。

なお、1回目の募集18戸、県営住宅18戸、コーポラス熊野6戸につきましては、多人数の世帯でありますとか、高齢者、未就学児のいる世帯、自宅が損壊した世帯、こういったものを優先的に受け付けるという方向性で、現在準備を進めているところでございます。エの住まいの総合相談窓口も7月17日から設置をしているところでございます。

次のページをお願いいたします。次の被災者支援でございます。

まず、アの宅地の土砂の搬出処分でございますが、今後行われるものについては町が実施するというところでございます。主に大原ハイツの宅地につきましては、救出作業の関係で道路等の土砂がかなりの量が宅地のほうに積まれておりますので、そういった事情もございますので、宅地の土砂の搬出は町のほうで行うということといたしております。

次に、建物の撤去処分でございますが、これもあわせて同じように町のほうで今後については実施する。といたしますのが、これも大原ハイツでございますが、救助、救出のためかなり建物を破壊をしている。または救助活動の影響で建物に損壊を与えているといったような状況もございますので、建物の撤去処分についても今後は町のほうで実施する、そういった状況を踏まえて町のほうで実施するというところでございます。

次に、仮設住宅入居者への生活必需品の支給ということでございますが、この生活必需品につきましては災害救助法で支給対象の品目が定められておりますが、テレビであるとか洗濯機、カーテン、こういったものも、支給対象外でございますが、これもこのたびの災害については支給をしていくという方針でございます。

その他の各種支援につきましては、お手元にハンドブックをお配りいたしております。これは随時改訂をしております。現段階で住民の皆様にお示ししている内容がこのハンドブックでございます。

次の(4)の罹災証明でございますが、まずこの罹災証明書の使い道でございます。各種の支援金でありますとか、義援金の受給手続に必要となっております。また、税でありますとか、保険料、保育料等の減免申請、仮設住宅への入居、あるいは損害保険の請求、何らかの融資を申請する場合、こういった場合にこの罹災証明が必要となっております。現在の申請状況でございますが、251件の申請がございます。発行状況につきましては、251件のうち127件が発行準備完了いたしまして、既に67件につ

いては発行いたしております。この罹災証明の発行については順調に進んでいるところでございます。

そして、被災者支援の(5)が広報ということでございますが、町のホームページにありますとか、町内放送、マスコミへの情報提供、FM放送、避難所を通じた広報、あるいは避難所以外の避難者へは電話連絡、こういった広報をしているところでございます。

この中で、FM放送につきましては、7月13日に免許を取得いたしまして、翌7月14日から放送を開始しているところでございます。7月20日の中国新聞の記事を掲載させていただきました。先ほど事務局長からございましたように、総務省の中国総合通信局からこの機材を一式借りております。毎日、9時、12時、15時、18時の定時に30分程度放送をしているところでございます。

次に、右に行きまして、教育関係でございます。

まず、アの児童・生徒の心理的ケアといたしまして、被災直後から学校配置のスクールカウンセラーによる教職員に対する研修及び児童・生徒のカウンセリングを実施いたしております。また、県教委からもスクールカウンセラーを派遣いただきまして、小・中学校、あるいは要望のある保育所、幼稚園を巡回、保育士等へのアドバイス、カウンセリングを実施したところでございます。7月24日以降、高知県のほうからも臨床心理士及び指導主事の派遣を受けて、児童クラブ等を巡回していただいているところでございます。

次の、学習環境の整備といたしまして、避難所となっております町民会館において、昼間は体育館内のテント内に学習ルームを設置、夜間は小会議室を20時以降学習室として、中学生、高校生が利用しているところでございます。本日から、県教育委員会の承諾をいただきまして、熊野高校の教室を自習ルームとして使用することといたしております。こうしたことで、昼間の学習スペースを確保したところでございます。

次のページをお願いいたします。災害派遣要請、災害応援の状況でございます。

まず、被災市区町村応援職員確保調整本部というものがございます。これは全国知事会や総務省等で作っている調整本部でございまして、被災した市町村に、都道府県、または市町村1対1で割り当てる、これは対向支援と呼んでいるそうですが、こういった仕組みがございまして、本町は三重県から応援職員派遣をいただいているところでございます。7月10日から熊野町のほうに入らせていただいております。

その三重県の派遣状況でございますが、7月25日現在で、延べ人員で226人となっております。派遣元は三重県、そして熊野市ほか25の市と町の職員で構成されております。支援内容は、避難所の運営支援、被災地現地確認支援、災害救助法等の運用支援、住宅被害認定、罹災証明書発行支援、災害廃棄物処理支援、応急仮設住宅窓口支援、要配慮者状況調査、状況確認、災害関連死予防支援、こういった業務について支援をいただいているところでございます。なお、今後は復興事業、特に土木関係の専門職が必要になってまいりますので、それとあわせて、保健師等についても追加で派遣要請を行う方向性で今検討しているところでございます。

9番、行政運営上の課題ということでございますが、(1)通常業務への影響。まず、総務部といたしましては、100周年記念事業でありますとか、観光関連事業、そういったところに影響が生じております。民生部は、保健福祉事業の縮小ということで、専門職による各種サービス、教室といったような事業に影響が出ております。建設部は通常の道路整備であるとか、局所改良、あるいは筆の里工房周辺整備等に影響が出てございます。教育委員会につきましては、公民館が避難所へ使われているといったようなこともございまして、生涯学習、生涯スポーツ全般に影響が生じております。

次の、災害対応業務、これは今後も継続する事務等でございますが、総務部につきましては罹災証明、災害対策本部運営、長期化の見込みと書いてございますが、先ほど申しましたように、避難勧告等の基準を引き上げるということも一つございます。そして、今後、台風がかなり例年でいえばこの時期から9月、10月にかけて接近してまいりますので、この災害対策本部の運営というものがかなりの負担となってくると見込まれております。そして、防災体制の強化等について、今後も継続する事務となっております。民生部につきましては、避難所運営、生活再編支援、亡くなられた方への弔慰金、義援金の分配、被災者ケア、災害廃棄物の処理、消毒、こういった業務が今後も継続してまいります。建設部は災害復旧事業、そして仮置き土砂、大量にあります仮置き土砂の処理、教育委員会についても避難所運営といったものが今後も継続する事務となっております。

10の事業の廃止、縮小でございますが、100周年記念事業もこちらのほうに書いてありますように、赤で中止とあります。この事業については既に中止を決定しております。そして、記念植樹と100周年の記念式典については延期ということで、現在、来年の3月21日の筆の日記念式典の日にこういった行事をあわせて実施するというこ

とについて、現在調整を始めているところでございます。また、100周年記念の冠事業といたしまして敬老会、そして町民体育大会も中止といたしております。その他でございますが、9月2日、例年の町内一層清掃についても中止を決定したところでございます。

先ほど申し上げましたように、例えば住民の一時帰宅につきましては、管理職のほうで朝5時から7時まで対応しております。そして、いろいろな災害対応業務で日々追われておりまして、極力住民の皆様の窓口サービスには影響がないように努めておりますが、非常に厳しい状況が続いております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（山吹） ありがとうございます。

報告は以上となります。この報告のとおり、熊野町議会として情報を共有することといたします。

ここで、今総務部長のほうからの説明からしんしゃくしますと、決算認定を9月定例会の議題とすることは非常に厳しい状況にあることがうかがえます。今回の被害の状況を踏まえて考えてみますと、被災者への支援や町の復旧・復興を最も優先して考えなければならないと思いますが、反面、決算認定については議会でしっかりとした説明及び答弁を求め、慎重な審査のもとに認定を行う必要があります。このため、法の規定等から、やむを得ず9月定例会で審議をする上水道会計及び健全化判断比率などの報告を除く、一般会計及び特別会計の決算認定については、議会として12月定例会とするのがよいのではないかとと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、そのように執行部への確認をいたします。

宗條総務部長には御退席をお願いいたします。ありがとうございました。

続いて、その他ですが、先日、7月4日に議会広報特別委員会で視察研修させていただきました鳥取県日吉津村議会から、このたびの豪雨災害に対して支援金をいただきました。ありがたくお受けさせていただくこととなります。御報告を申し上げます。

ほかにないですか。

（「なし」の声あり）

議長（山吹） それでは、以上をもちまして全員協議会を終了いたします。

( 閉会 10時17分 )

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長